

認証評価結果に対する改善報告書

平成 30 年 7 月 12 日

1. 大学名：東日本国際大学
2. 認証評価実施年度：平成 29 年度
3. 「改善を要する点」の内容

**基準項目：3-3**

○校務に関する最終的な権限が学長にあることが、学則等に明記されていないことについては改善が必要である。

4. 改善状況及び結果

**基準項目 3-3 について**

平成 30 年 4 月 11 日の第 1 回大学協議会、また 4 月 18 日の第 1 回合同教授会において、学則等の学内規則の見直しについて審議し、学則第 4 条に「学長は校務をつかさどり、所属教職員を統督する」と明記するなど、学長の立場を明確にする学則改正を行った。

学則の改正については、平成 30 年 5 月 24 日に開催した理事会において承認され、平成 30 年 6 月 26 日に文部科学省へ学則変更の届出を行った。

5. エビデンス（根拠資料）一覧

**基準項目 3-3 の資料**

- 3-3-01 第 1 回大学協議会の議事録
- 3-3-02 第 1 回合同教授会の議事要録
- 3-3-03 5 月度理事会の議事録（抄）
- 3-3-04 文部科学省への届出書類

認証評価結果に対する改善報告書

平成 30 年 7 月 12 日

1. 大学名：東日本国際大学
2. 認証評価実施年度：平成 29 年度
3. 「改善を要する点」の内容

**基準項目：3-3**

○教授会に意見を聞くことが必要な教学に関する重要事項を、学長が定めていないことについては、改善が必要である。

4. 改善状況及び結果

**基準項目 3-3 について**

平成 30 年 4 月 11 日の第 1 回大学協議会、また 4 月 18 日の第 1 回合同教授会において、学則等の学内規則の見直しについて審議し、教授会の審議事項を定めた学則第 9 条を学校教育法第 92 条の趣旨を踏まえて抜本的に改正するとともに、教授会規程も併せて改正した。

これらの改正については、平成 30 年 5 月 24 日に開催した理事会において承認され、平成 30 年 6 月 26 日に文部科学省へ学則変更の届出を行った。

5. エビデンス（根拠資料）一覧

**基準項目 3-3 の資料**

- 3-3-01 第 1 回大学協議会の議事録
- 3-3-02 第 1 回合同教授会の議事要録
- 3-3-03 5 月度理事会の議事録（抄）
- 3-3-04 文部科学省への届出書類
- 3-3-05 教授会の規程